

川崎市ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の魅力発信やイメージ向上を図る中での一層の収入確保を図ることを目的として実施する、本市へふるさと納税を行った者（以下「寄附者」という。）に対して返礼品を提供する川崎市ふるさと納税推進事業（以下「ふるさと納税事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、平成31年4月1日付総務省告示第179号で使用する例による。

(1) ふるさと納税制度

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ふるさと納税 ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為をいう。

(2) 寄附金 ふるさと納税による寄附金をいう。

(3) 返礼品 ふるさと納税事業において寄附者に提供する地元特産品等で、市長が別に定める基準を満たしているものをいう。

(4) 返礼品取扱事業者 返礼品を取り扱う事業者をいう。

(対象とする寄附)

第3条 この要綱は、ふるさと納税のうち、民間ポータルサイトを經由して申し出が行われるものに対し適用する。

(ふるさと納税の申し出等)

第4条 ふるさと納税をしようとする者は、その旨を市長に申し出るものとする。

2 前項の規定による申し出は、民間ポータルサイト上の所定の申込フォームへの入力の方法によるものとする。

3 寄附金は、天災等のやむを得ない理由により返礼品の提供ができなくなった場合を除き、収納手続き後は、原則返還しない。

(寄附金の使途)

第5条 本市に対しふるさと納税をしようとする者は、前条第1項の規定によるふるさと納税の申し出の際に、寄附金の使途となる施策分野を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定があった場合には、当該寄附金は当該施策分野の財源にするものとする。

3 第1項の規定による施策分野は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市政全般

(2) 福祉・こども・教育

(3) 芸術・文化・スポーツ

(4) 環境・公園・みどり・動物愛護

(5) 都市拠点の整備・地域経済／臨海部の活性化

(6) 市民自治のまちづくり

(7) 安全・安心

(8) 災害による被害の復旧

(寄附金受領証明書等の発行)

第6条 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者に対し、寄附金受領証明書及び礼状（第1号様式）を発行するものとする。

2 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者に対し、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第2号様式）を送付することができる。

(返礼品等の提供等)

第7条 市長は、寄附金の額に応じ、当該寄附者に対し、返礼品に交換できるポイントを付与するものとする。ただし、当該寄附者がポイントの付与を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項のポイントの付与は、本市の区域外に住所を有する者に対してのみ行う。

3 ポイントを使用した返礼品の提供は、返礼品取扱事業者が返礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定により寄附者へ返礼品を送付した返礼品取扱事業者に対し、返礼品の代金及び送料を支払うものとする。

(事業者への業務委託)

第8条 市長は、事業者のポイントの付与その他ポイントの管理に関する事務及び前条の規定による寄附金受領証明書等の発行に関する事務を委託することができる。

(報告及び公表)

第9条 民間ポータルサイトを經由して寄附金の受納があった場合は、その結果について財政局長に報告を行う。

2 寄附者等の公表については、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱第8条の規定を準用する。

(所管)

第10条 この要綱に定めのある事務は、財政局財政部資金課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと納税事業の実施に必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式 寄附金受領証明書

第2号様式 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

(あて先 住所・氏名)

川崎市
(寄附番号)

拝啓 この度は、川崎市に対し、応援の御寄附を賜り心から感謝を申し上げます。
いただきました御寄附は、御趣旨に沿いまして大切に活用させていただきます。
また、今後も応援してよかったと思われるまちづくりを推進してまいりますので、引き続き
本市の行政に御支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

寄附金受領証明書

年 月 日

御住所

お名前

寄附金 (金額)

寄附日 年 月 日

上記の金額を川崎市への寄附金として受領したことを証明いたします。

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長 名

※この証明書は、所得税、住民税の寄附金控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

(担当課 住所 連絡先)

令和 年 月 日	川崎市長 殿	整理番号	
住所	〒	フリガナ	
		氏名	印
		個人番号	
電話番号		性別	男 女
		生年月日	明・大・昭 年 月 日 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1)特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2)特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

下記の本人確認書類のコピーを切り抜いて、重ならないように貼ってください。

※枠に入らない書類はこの申請書の裏面「確認書類追加貼付用紙」に貼ってください。

①個人番号確認書類	②身元確認書類
A) マイナンバーカード 【ウラ面：個人番号のある側】 B) マイナンバー通知カード【オモテ面】 〔 マイナンバー通知カードの裏面に住所変更などの追記がある場合は、コピーをこの申請書の裏面に貼ってください。 〕 A・Bどちらかのコピー（白黒で可）	・ マイナンバーカード 【オモテ面：顔写真のある側】 ・ 運転免許証 ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 身体障害者手帳（カード型） ・ 療育手帳（カード型） ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 上記のいずれかひとつのコピー（白黒で可）
※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票のコピーを同封してください。	※上記をお持ちでない場合は、別紙「寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出と添付書類について」をご確認頂き「確認書類追加貼付用紙」に貼ってください。

◆ 年 月 日()まで(必着)にご提出ください◆

確認書類追加貼付用紙

受付番号_____

申請書の貼り付け枠に入らない確認書類を、下枠内に重ならないように貼り付けてください。

※確認書類のコピーを貼ってください。

枠より大きな書類は貼り付けずに、そのまま同封してください。

※マイナンバー通知カードの裏面に住所変更などの追記がある場合には、

必ず裏面のコピーを貼付してください。

※ _____年 月 日()まで(必着)にご提出ください。